

「遺言書」があり、「遺言執行者」がない場合

【ご用意いただく書類】

相続のお手続きにあたって、お客さまにご用意いただきたい書類等は次の通りです。

「戸籍謄本」・「印鑑証明書」・「遺言書」は**原本のご提出が必要**となります。

返却を希望される場合はお申し出ください。

なお、取引内容や相続のご事情によっては、別途書類が必要となる場合がございます。

書類名など	入手先
亡くなられた方の戸籍謄本、または除籍謄本(原本) ※1 亡くなられた方の死亡の事実がわかるものをご用意ください。	市区町村役場
受遺者さまの印鑑証明書(原本) ※2 発行後6か月以内のものをご用意ください。	市区町村役場
受遺者さまの実印	お客さま
遺言書(原本) 公正証書遺言の場合・・・正本または謄本をご用意ください。 自筆証書遺言の場合・・・遺言書付き検認済証明書または検認調書謄本、または 遺言書情報証明書(遺言保管制度)をご用意ください。	お客さま
亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカードなど 喪失等の場合は、相続手続依頼書の「所在不明」欄にその旨をご記入ください。	お客さま
相続手続依頼書(当行所定の用紙) ※3 受遺者さまのご署名・押印(実印)、所定の事項のご記入が必要です。	当行本支店窓口
委任状及び代理人の印鑑証明書 代理人による相続手続の場合に必要となります。 委任状は任意の書式をご用意ください。	お客さま 市区町村役場

※1 遺言書の内容によっては、亡くなられた方の出生～死亡までの連続した戸籍謄本や、相続人さま全員がわかる戸籍謄本が必要となる場合がございます。

なお、戸籍謄本に代えて、法務局(登記所)が発行する「法定相続情報一覧図」でもお手続きが可能です。

※2 遺言書の内容によっては、相続人さま全員の印鑑証明書が必要となる場合がございます。

※3 遺言書の内容によっては、相続人さま全員のご署名・押印(実印)が必要となる場合がございます。